# みんぱくリポジトリ 国立民族学博物館学術情報リボジトリ National Museum of Ethnolo

Oceanic States in Modern History : Application of the Treaty of Waitangi : the Treaty 'Invention' and Maori Strategy

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-02-26
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 内藤, 暁子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003518

## 未来への指針

## ----再評価されたワイタンギ条約とマオリの戦略----

## 内 藤 暁 子\*

はじめに

Ⅰ ワイタンギ条約の矛盾

1 ワイタンギ条約

2 ワイタンギ条約の矛盾

Ⅱ ワイタンギ条約をめぐる評価

1 忘れられたワイタンギ条約

----1840-1974年----

2 ワイタンギ条約の復活

----1975年-現在----

Ⅲ ワイタンギ条約こそマオリのタオン

ガ?

おわりに

## はじめに

ニュージーランド北島北部ベイ・オブ・アイランズ(Bay of Islands)にある,美しく穏やかな海岸ワイタンギ(Waitangi)。ここはオセアニア地域において,土地の先住民族が宗主国イギリスと条約を結ぶという,希有な事例が行われた場所であり,その条約は場所の名からワイタンギ条約(Treaty of Waitangi)と呼ばれた。時はキャプテン・クックがニュージーランドを訪れてから,およそ70年たった1840年2月6日のことであった。

あまり知られていないことであるが、その5年前の1835年には、35名のマオリ首長が「独立宣言」をしていた。フランス入植の脅威を背景として、バズビー(J. Busby)駐在事務官の指導のもと、「ニュージーランド部族連合国」が形成されたのだ。だがイギリスはこれを覆し、条約によってニュージーランドをイギリスの植民地としたのである。

それからおよそ100年以上、ニュージーランド政府は「主権の譲渡」を明確に記し

Key Words: Treaty of Waitangi, Waitangi Tribunal, taonga, partnership, self-determination

キーワード: ワイタンギ条約、ワイタンギ審判所、タオンガ (宝物)、パートナーシップ、自己決定権

<sup>\*</sup> 武蔵大学社会学部

た英語版のワイタンギ条約のみを正統化してきた。しかし条約には当然,マオリが理 解し,署名したマオリ語版が存在し,しかも英語版とマオリ語版には大きなずれがあっ た。ここ二十年ほど前から、そのマオリ語版ワイタンギ条約が息を吹き返し、ニュー ジーランド社会を揺るがすほどの力を持ち始めたのである。

条約締結から150年以上の年月が流れた現在、マオリ、いや、ニュージーランド社 会はいまだにワイタンギ条約の呪縛のもとにある。近年,その呪縛は増すばかり, "Honour the treaty!"というマオリの罵声は、マオリと政府側との集会にはつきもの である。

本論はワイタンギ条約によって幕が開いたニュージーランドの「近代」を、条約を 軸として繰り広げられたパケハ(Pakeha:ヨーロッパ系住民)とマオリのかけひき を通して考察していきたい。両者がワイタンギ条約をどのように位置づけてきたのか、 特にマオリがどのように条約を戦略として取り込んでいったか、という点を具体的に 考えていきたい。

## I ワイタンギ条約の矛盾

## 1 ワイタンギ条約

ワイタンギ条約は長い間、顧みられることさえなかった。ニュージーランドにおけ るパケハの支配は自明視され、「太平洋に浮かぶもう一つのイギリス」として国づく りが進められていったのである。

しかし後述するように1970年代に入ると、マオリだけでなくニュージーランド社会 全体で,ワイタンギ条約に対する関心が高まっていった。80年代後半からは,学術向 け・一般向けを問わず,ワイタンギ条約関連の本の出版が相つぎ,新聞・雑誌の投書 欄からラジオ・テレビの討論番組,インターネットまで,実に多くの者がさまざまな 立場から条約について発言している。

そのなかのパケハの論調の一つに,ワイタッギ条約がいかに「軽率にも不備であっ た | か, ということを悔しがるかのようなものがある (Ross 1972; Scott 1995: 21-28)。確かにワイタンギ条約には,英語版とマオリ語版の重要な点における不一致 と、中途半端な人道主義的性格という曖昧さが顕著にみられる。

後の議論に不可欠であるため,長くなるが,ここで3条から成るワイタンギ条約の 二つの原文,英語版とマオリ語版,および比較のためにマオリ語版の英語訳を引用す

る(序文・後文は除く)。そのうえで、英語版とマオリ語版の矛盾点をみていきたい。

## (a) ワイタンギ条約英語版<sup>1)</sup>

#### Treaty of Waitangi

#### Article the first

The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and separate and independent Chiefs who have not become members of the Confederation cede to Her Majesty the Queen of England absolutely and without reservation all the rights and powers of <a href="DSovereignty">DSovereignty</a> which the said Confederation or Individual Chiefs respectively exercise or possess, or may be supposed to exercise or to possess, over their respective Territories as the sole sovereigns thereof.

#### Article the second

Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full exclusive and undisturbed possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession; but the Chiefs of United Tribes and the individual Chiefs yield to Her Majesty the exclusive right of Preemption over such lands as the proprietors thereof may be disposed to alienate at such prices as may be agreed upon between the respective Proprietors and persons appointed by Her Majesty to treat with them in that behalf.

#### Article the third

In Consideration thereof Her Majesty the Queen of England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.

### (b) ワイタンギ条約マオリ語版

## Toriti o Waitangi

## Ko Te Tuatahi

Ko nga Rangatira o te wakaminenga me nga Rangatira katoa hoki ki hai i uru ki taua wakaminenga ka tuku rawa atu ki te Kuini o Ingarani ake tonu atu - te ②Kawanatanga katoa o o ratou wenua.

#### Ko Te Tuarua

Ko te Kuini o Ingarani ka wakarite ka wakaae ki nga Rangatira ki nga hapu - ki nga tangata katoa o Nu Tirani te tino <u>Rangatiratanga</u> o o ratou wenua o ratou kainga me o ratou kainga me o ratou <u>Ataonga</u> katoa. Otiia ko nga Rangatira o te wakaminenga me nga Rangatira katoa atu ka tuku ki te Kuini te hokonga o era wahi wenua e pai ai te tangata nona te Wenua - ki te ritenga o te utu e wakaritea ai e ratou ko te kai hoko e meatia nei e te Kuini hei kai hoko mona.

#### Ko Te Tuatoru

Hei wakaritenga mai hoki tenei mo te wakaaetanga ki te Kawanatanga o te Kuini - Ka tiakina e te Kuini o Ingarani nga tangata maori katoa o Nu Tirani ka tukua ki a ratou nga tikanga katoa rite tahi ki ana mea ki nga tangata o Ingarani.

## (c) ワイタンギ条約マオリ語版の英語訳 (Kawharu 1989: 321)

#### Treaty of Waitangi

#### The First.

The Chiefs of Confederation and all the chiefs who have not joined that Confederation give absolutely to the Queen of England for ever the complete @government over their land.

#### The Second.

The Queen of England agrees to protect the chiefs, the subtribes and all the people of New Zealand in the unqualified exercise of their <u>3chieftainship</u> over their lands, villages and all their <u>4treasures</u>. But on the other hand the Chiefs of the Confederation and all the Chiefs will sell land to the Queen at a price agreed to by the person owning it and by the person buying it (the latter being) appointed by the Queen as her purchase agent.

#### The Third.

For this agreed arrangement therefore concerning the Government of the Queen, the Queen of England will protect all the ordinary people of New Zealand and will give them the same rights and duties of citizenship as the people of England.

## 2 ワイタンギ条約の矛盾

イギリス政府は民間の植民会社「ニュージーランド会社」の動きに押される形で、 急きょニュージーランドの植民地化を決め、1839年、海軍大佐ホブソン(W. Hob-

son)を派遣した。ワイタンギ条約は植民局から指示された内容を受けて、ホブソンたちが日数もかけずに起草したものであった<sup>2</sup>。彼らが作り上げた草案は複数存在し、さらにそれをワイタンギ集会に間に合わせるために限られた日時のなかで、現地事情に詳しいウィリアムズ(H. Williams)たち宣教師団がマオリ語に翻訳した。当時、宣教師団は植民地化にはあまり積極的とはいえず、課された仕事に当惑しつつ、意訳を重ねてマオリ語に翻訳したのである(Orange 1987: 39-59)。約50名のマオリの首長たちは、2日間討議を重ねた末に条約に同意したという。

まず条約に大きな矛盾を生じさせている, 英語版とマオリ語版の相違点について述べよう。

最も重要な相違点は、ニュージーランドという植民地国家が誕生するために不可欠な言葉である「主権の譲渡」についてである。

英語版第1条で下線①sovereignty と表される主権は、マオリ語版第1条において下線②kawanatanga と訳されている。kawanatanga は governorship をマオリ語化した語句であり、「監督・統制すること」という意味である。マオリ語版の英語訳では第1条下線②government と訳されている。kawanatanga はマオリ語に翻訳された聖書などには使われていたが、マオリが日常的に用いる言葉ではなかった。聖書に登場する governor (kawana) はローマ総督などを指しており、マオリにとって現実的な意味では使われていなかったという (Orange 1987: 40-41)。

これに対して、マオリ語において「主権」にほぼ等しい言葉は、マオリ語版第2条で用いられている。それは第2条の下線③rangatiratanga「権力・権限・首長の有する権能・首長が治めること」であり、マオリ語版英語訳では第2条の下線③chieftainship と訳されている。マオリ語版第2条は「イングランドの女王はニュージーランドの首長、準部族、および全国民が、自分たちの土地や村、およびすべての宝物に対する首長としての権限を無条件に行使することを保護することに同意する」ということである。

しかし英語版第2条のこの部分は、「土地、不動産、森林、水産、及びその他の財産の排他的かつ平穏な完全所有について、それらの所有を意図しそれを希望する限り、その所有を承認し保障する」とあるように、「所有」を保障しているのに過ぎない。ところがマオリ語版では、前述のように「土地や村、およびすべての宝物に対する首長としての権限」となっている。

つまり英語版第1条でイギリス女王に譲渡すべきものと規定された「権限」は、マオリ語版第2条において、マオリに保障されていたのである。マオリはこれをもって、

マオリの「伝統的な権利」は保障されていると認識した。いいかえれば、マオリは kawanatanga の譲渡と引き替えに、実際的な sovereign rights を確立したと考えた (McHugh 1991; Orange 1987: 41)。こうしたマオリ側の理解を示す事例としてしば しば引用されるのが、カイタイア(Kaitaia)の首長ノペラ(Nopera)の次の言葉で ある。「土地の影はヴィクトリア女王までのびるが、実物はわれらの手に残る」 (Orange 1987: 82-83; Sinclair 1985: 71)<sub>o</sub>

次に第二の相違点は,第2条のなかの,「資産」をめぐる一節にある。英語版では 「土地,不動産,森林,水産,及びその他の財産」とあるのに対して,マオリ語版で は「自分たちの土地や村,およびすべての宝物」となっている点である。英語版では 資産に土地や不動産と同時に森林や漁場が含まれているが,マオリ語版では森林や漁 場という言葉が漏れ落ち,「その他のすべての宝物」という言葉に凝縮されているの である。

その「宝物」を意味するのが,マオリ語版第2条の下線④taonga(マオリ語版英語 訳第2条の下線④treasures)であり,「宝物,有形・無形の貴重なもの,またはそれ を所有すること」を表す言葉である。taonga の具体的な用例を見ていくと,19世紀 の初期にはグリーンストーンや織物,武器,土地などの資産,彫刻,踊り,戦争など の社会的・文化的な事象、個人の魅力的な容姿などを表す際に用いられ、広範囲な具 体的・抽象的な貴重なものの所有を示している(Biggs 1989: 307-308; 池本 1996)。

つまりマオリ語版第2条でのなかで用いられた taonga は、マオリのあらゆる文化 的な価値のあるものをさす,拡大解釈の余地の非常に大きい語句なのである。Biggs は「この語句は,実際,英語の"森林・水産およびその他の財産"に含まれるあらゆ るもの、およびそれ以上のものを含む」と述べている(Biggs 1989: 308)。そして後 述するように,実際にこの taonga は,現在では現代的な解釈が大幅に付け加えられ ているのである。

上記のような言語的・文化的誤解に基づいた,英語版・マオリ語版両条文の相違は 大きく,ワイタンギ条約にはパケハの想定した英語版ワイタンギ条約と,マオリが理 解したマオリ語版ワイタンギ条約という,二つの条約が存在するといっても過言では ない (M. Durie 1998: 176-177)。

では、ワイタンギ条約のもら一つの特徴である曖昧さについて、簡単に指摘してお こう。この曖昧さの原因は,イギリス政府(植民局)がそれまでの植民地経営で手を やいた,先住民族との土地をめぐる争いを回避するために設けた人道的措置によると ころが大きい。

英語版第2条前半にみられる「土地、不動産……の所有を承認し保障する」は、イギリスへの移譲がマオリの生活の現状に障害を与えるべきでない、という植民局の指示に基づいて規定されたと言われる。しかし条項の文章は「生活を乱さない」というよりも積極的に、マオリの「伝統的」生活を保障しているようだ(Scott 1995: 148-150)。

さらに第2条後半にみられる「国王の排他的先買権」は、マオリが土地投機師に搾取されないよう、土地売買の窓口の一本化を条約レベルで規定したものであった。だが、しょせんニュージーランドは「入植のための植民地」であり、植民会社や次々と押し寄せる入植者、あるいは土地売買で一儲けを企む一部のマオリにとっても迷惑な条項であった。この条項が全く功を奏さなかったのは、その後の歴史をみれば明らかである。

## Ⅱ ワイタンギ条約をめぐる評価

本節では、ワイタンギ条約をめぐるパケハとマオリの相互関係や条約の位置づけについて述べる。前半では条約がほとんど冬眠していた1840年から1970年代前半までを、後半では1974年のワイタンギ条約法成立以降を考察する。

## 1 忘れられたワイタンギ条約----1840-1974年---

マオリはイギリスと条約を結んだが、Crown は長い間、不可視の存在であった。 したがってマオリにとって重要なのは、常に Crown よりも Treaty であった。(M. Durie 1998: 177)。条約締結以降、時の政府がどのように条約を位置づけるか、ということは、マオリにとって最大の政治的・社会的関心事であったのである。

それとは対照的に、バケハ側にとって条約は、締結後すぐに過去の遺物となった。 パケハにとって、条約は葬り去られた不可視なものであり、ニュージーランドという 新しい国の経済的・社会的発展こそ最大の関心事であった(A. Durie 1994: 117)。そ のためであれば、条約違反もいとわなかったのである。

そうした違反は、マオリとパケハの最大の争点である土地の売買に集中した。それはマオリが条約によって保障されていると考えた、土地をめぐる rangatiratanga (権限)の否定を意味した。

前述した、国王による土地の先買権を例にみていくと、総督や議会の胸先三寸で変わっていく様がみてとれる。総督フィッツロイ(R. Fitzroy)は、1844年に早くも政

府による先買権を放棄した。1846年,総督グレイ(G. Grey)のもとで復活したものの,ニュージーランド議会は1858年に,再びこれを放棄することを法案化した。この時には宗主国イギリスの承認が得られなかったが,1860年から始まったマオリとの土地戦争を契機として,1865年「原住民土地条例(Native Land Act)」が施行され,先買権は最終的に放棄された。こうしてマオリの共同的土地所有の個人所有化と,入植者への直接売買が促進され,マオリは土地を喪失していったのである。

また、法廷においても条約は無視された。その最たるものは1877年の判例であろう。マオリから出された条約に基づく土地返還訴訟に対して、法廷はワイタンギ条約は「全く無効である(a simple nullity)」とし、ニューシーランドに対するイギリス国王の主権の主張は、発見と所有の優先権に基づくと述べている。その理由は、そこにはただ「野蛮人(savages)」が住んでいただけだから、である(M. Durie 1998: 180-181; Walker 1987: 4-5)。このような判例にしたがって、政府や法廷はおよそ100年あまり、ワイタンギ条約には法的に参照する重要性に欠けるという立場をとり続けた。

小さな変化が見られたのは、1938年の法廷であった。やはり土地をめぐる訴訟において、条約に基づく請求は、その条約を国内に適用するための法律が制定されない限り認められない、という判例がでたのである。訴えそのものは退けられたが、条約は国家の状態を規定する性格のものであり、条約の国内法への適用があり得る、という可能性を示唆した点が一歩前進であった(M. Durie 1998: 181)。

その後、第二次世界大戦を経て、1960年代以降、ニュージーランド社会は大きな変貌を遂げた。マオリの都市化が急速に進み、同時に太平洋島嶼民やアングロサクソン・ケルト系以外のヨーロッパ人、アジア系などの移民が急増していったのである。多民族化の勢いが増す社会情勢のなかで、マオリは、パケハとマオリの歴史的な構図をばかしてしまう多文化化に、強い警戒感を抱いていた。マオリは「少数民族、移民」ではなく「先住民族」であるという主張を、今までになく強くアピールするようになっていった³)。アメリカの公民権運動など世界的な抵抗運動と連動する形で、先住民族マオリの「伝統的な」権利の回復を求める運動が次々に生まれ、特に土地と言葉の回復に焦点が当てられた。そのような復権運動の根拠となったのが、マオリ語版ワイタンギ条約であった(内藤 1991; 1994)。

また同じ頃、母なる国イギリスは EC に加盟し (1973年)、ニュージーランドはいわば「捨て子」のようになった。グローバルな均質化が進む社会のなかで、ニュージーランドらしさを求める機運が国民意識の成長とともに高まり、ニュージーランド建国の原点としてのワイタンギ条約の再評価がはかられるようになったのである。

## 2 ワイタンギ条約の復活——1975年-現在——

マオリの復権運動が高まるなか、1975年の労働党政権のマティウ・ラタ(Matiu Rata)<sup>4)</sup> マオリ担当省大臣のもとで画期的な法律が制定された。折しも、マオリ抵抗運動の指導者フィナ・クーパー(Whina Cooper)の率いる土地権回復を訴える行進(Maori Land March)がウエリントンの国会議事堂に到着したそのとき、ワイタンギ条約法(Treaty of Waitangi Act)が成立したという。

ワイタンギ条約法の大きな特徴は二つある。一つは初めてワイタンギ条約の英語版とマオリ語版の相違を認めた点、もう一つはワイタンギ審判所(Waitangi Tribunal)の創設である。ワイタンギ審判所に関しては、別稿で詳しくとりあげているので(内藤 1991; 1994; 1997a; 1999a), ここでは簡単に述べるにとどめる。

ワイタンギ審判所とは、マオリ語版ワイタンギ条約が長年履行されてこなかったことによるマオリの苦しみ(grievances)を正すために、ワイタンギ条約の実際の適用に関して、マオリが提起する請求について勧告し、一定の事項が条約の原理と合致するかどうかを決定する機関である。審理の範囲は1975年以降、対象は法律、規則、枢密院令、政策、実務、またはその他の法律である。また審理の結果は、強制力のない勧告のみであった。

これによって初めてマオリは、ニュージーランドの法律に則って、条約不履行の苦悩をはらす請求が可能となった。勧告しかできない点など、この法律に対する批判はさまざまあるが、マオリの復権請求の扉を開けたという意味で、現在まで引き継がれる大きな変化を生んだことは事実である。また、このような法律が生まれた背景に、ニュージーランド社会の社会正義や善意があったことも、見逃してはならない(M. Durie 1998: 175)5)。

ワイタンギ審判所ができてしばらくの間,大半のマオリはこの機関をほとんど顧みなかった。審理の範囲と対象があまりにも限定され,いわば骨抜きの機関であったからである。しかし1983年のモツヌイ請求(Motunui Case),1984年のマヌカウ請求(Manukau Claim)と,「勧告」だけでも社会の関心を集め,是正の原動力になることが明らかになったことで,ワイタンギ審判所に対するマオリの関心が高まった。1975年~1986年に36件にすぎなかった請求件数は,1987年一年だけで88件に急増した。請求件数の増加にはもう一つ,重要な理由がある。1984年に誕生したロンギ労働党政権が,マオリ政策を大きく変革したのである。

1985年, ワイタンギ条約法改正 (Treaty of Waitangi Amendment Act 1985) が行

われた。ワイタンギ審判所の審理の範囲が1840年までさかのぼって拡大され、対象は 国王命令もしくは法律,または規則,命令,布告,告示もしくはその他の法令,また は政策もしくは実務,または作為もしくは不作為となったプ。 つまり,ワイタンギ条 約締結以来のすべての行為が含まれることになったのである。

引き続き、1988年には再びワイタンギ条約法改正(Treaty of Waitangi Amendment Act 1988)<sup>8)</sup> が行われるとともに、ワイタンギ条約(国営企業)法(Treaty of Waitangi [State Enterprise] Act 1988) が成立した。後者は国有企業所有地,国有林 におけるマオリの土地請求について、ワイタンギ審判所がマオリの所有に戻すべきで あるという勧告を行う権限を認めたものである。

ワイタンギ審判所の設立初期に提起されるマオリの請求は、土地権9 や漁業権に関 するものがほとんどであったが,ワイタンギ条約法の改正が進んだこともあって,さ まざまなタイプの請求が登場している。

請求件数をみていくと、1991年8月の時点で224件、1997年3月までに633件という 記録が残っているが,その大半は審理待ちの状態である。審理の範囲が1840年にまで さかのぼった結果、歴史的調査や聞き取りに膨大な時間とお金がかかっているためで ある。

パケハ側がマオリ語版ワイタンギ条約を認め,歩み寄って創設されたワイタンギ審 判所であるが、勧告が双方に引き起こすストレスは、新たに深刻な摩擦を生み始めた。 マオリ側は強制力のない勧告では事態が改善されないことにいらだち、パケハ側は一 向に審理の進まないワイタンギ審判所にかかる時間と経費に不満を募らせた。

さらにワイタンギ条約 (国営企業) 法は政府の民営化の動きを牽制し, 民営化に伴っ て経済好転をはかろうとしていた経済界に打撃を与えた。新しい開発計画を頓挫させ てしまう審判の行方に対して,ニュージーランド社会のいらだちはつのり,政府もワ イタンギ条約問題ばかりに手をかけてもいられなかった。

このため1994年末から、政府はワイタンギ審判所以外の解決策を模索し始めた。初 めに、マオリ問題を一挙に解決しようと、マオリ社会全体に対する金銭的補償提案を 行ったが、マオリの同意は得られなかった(内藤 1997a; 1997b)。

第二の方法は、マオリの各集団と個別に和解交渉を重ねる個別的和解である。こち らは,1995年に「ワイカト=タイヌイ(Waikato-Tainui)」との間で成立した和解に みられるように、いくつかの成果が上がっている(内藤 1997a; 1997b)。

## Ⅲ ワイタンギ条約こそマオリのタオンガ?

ここでは現代のマオリが, どのようにワイタンギ条約を戦略化しているか, いかに ワイタンギ条約を「今」に生かしているか, という点を考察する。

審判所に提起される請求は,近年では歴史的請求(historical claims) $^{10}$  ・現代的請求(contemporary claims) $^{11}$  ・概念的請求(conceptual claims) $^{12}$  の三つに分かれるが,それぞれにどの条文が請求に有効か,念入りに検討されている。とりわけ興味深いのは,マオリ語版ワイタンギ条約の語句に含まれる意味に新たな装いをかぶせ,最大限に応用して,ワイタンギ審判所の請求材料としている点である。

まず最初に、第 I 節の後半で述べた、マオリ語版条文にみられるタオンガ(taon-ga)の解釈があげられる。前述したように、タオンガはもともと広く「文化的に価値のあるもの」を意味し、条文では「タオンガを保障する」と記されていた。

この条文を盾に、ワイタンギ審判所に提起された請求を三つ、見てみよう。

その一つがマヌカウ請求(1984年)<sup>13)</sup>である(内藤 1991; 1999a)。この請求はマヌカウ湾に古くから居住していたマオリ集団が、マヌカウに対する包括的な権利の回復を訴えたものであったが、その根拠の一つがタオンガであった。つまり、彼らは「水」に対して強い文化的・精神的価値観(cultural and spiritual values)をもち、その価値観をして、マヌカウを守ってきたカイチャキ(kaitiaki: 保護者、守り人)である。彼らにとって、マヌカウでとれる海産物はもとより、海そのものがタオンガである、という主張であった(Waitangi Tribunal 1985)。

これに対して、勧告書は抽象的な価値観に理解を示しつつ、マヌカウ管理委員会へのマオリの参加、マオリの「伝統的」漁業権の一部復活などを勧告した。しかし、海は国のものである、との判断を示した。

第二例として、マオリ語請求(1984年) $^{14}$ )がある。これもマオリ語がタオンガであることを請求理由として、ウエリントン・マオリ語委員会(Nga Kaiwhakapumau I te Reo, Wellington Board of Maori Language)がマオリ語を=ュージーランドの公用語にするよう訴えたものであった(M. Durie 1998: 59)。確かにマオリにとって、母なる言語・マオリ語が「文化的に価値のあるもの」であることは自明であった。

これに対して、勧告書はマオリ語存続の危機を招いたのは国の責任であるとし、マオリ語の消極的認知ではなく、積極的保護・活用を提言した。これを受ける形で1987年にマオリ語法(Maori Language Act 1987)が制定され、マオリ語はタオンガの一

つとして認められるとともに,公用語となり,裁判手続きにおいてマオリ語を使用す る権利が実現された (Waitangi Tribunal 1986)。

また第三例として,マオリ語問題と関連した形で提起された,ラジオの周波数請求 (1990年) がある (M. Durie 1998: 68-71)。政府は規制緩和の一環として,ラジオ周 波数の割り当てに入札を行うことを決定した。それに対して,ニュージーランドマオ リ評議会 (New Zealand Maori Council) とウエリントン・マオリ語委員会が、入札 を延期するようワイタンギ審判所に請求したのである。請求者はマオリ語が公用語と なっても、ニュージーランド社会がマオリ語やマオリ文化を積極的に支援する姿勢に 欠けることを指摘し,マオリ語放送メディアの育成が不十分なまま,政府とメディア 界主導でラジオの周波数が入札される事態を回避するよう求めたのである。請求は、 ラジオの電波(周波数)をワイタンギ条約でマオリの rangatiratanga(権限)のもと 保障されたタオンガであると位置づけた。

当然,1840年当時,誰にもラジオ電波の存在など知られていない。ラジオ電波はタ オンガであるマオリ語普及の器として、タオンガなのである。ラジオは、マオリだけ でなくニュージーランド人が近づきやすいメディアとして、マオリ語やマオリ文化の 発展に欠かせないという理由であった。

これに対して,ワイタンギ審判所は入札の6カ月延長,マオリに対する FM 周波 数の割り当て、マオリに対する放送技術の支援などを勧告したが、政府は入札の延長 を認めなかった。また請求者が強く求めた,若者が好んで聞く FM 周波数帯に対す るマオリ語放送の割り当てにも特別な配慮はなかった150。

このようにマオリは,ワイタンギ条約を遠い昔に結ばれた過去完了的な法的決定事 項ではなく、今に続く、社会的な約束として巧みに位置づけているのである。

また,次に特筆されるのが,ワイタンギ条約第3条の応用である。これまでワイタ ンギ条約はとかく第2条が注目されていたが、近年では、パケハ(ヨーロッパ系住民) と同等の「市民権」の保障という観点から、第3条が関心を集めている。

マオリは第3条によって、社会に存在するさまざまな資源をパケハと同等に手に入 れ、活用できることを保障されていたのにもかかわらず、国がそれが怠ってきたため マオリの grievances が生じた、というである。そして、マオリの文化的状況の改善 とともに,社会的・経済的状況の向上も求めている。具体的には第3条を盾に,パケ ハが享受するのと同等(もしくは、かつての不平等を鑑みて、それ以上)の福利や、 上述したラジオ周波数の割り当てやテレビ放映権、インターネットなどの情報メディ アへのアクセス権の充実などが求められている。

しかし最近の第3条の強調は、単なる復権とは異なる意味合いを帯びている。何故ならマオリの極めて今日的課題である、部族集団に基礎をおく「伝統的な」マオリと、部族集団とのつながりを断ちかけている「都市のマオリ(urban Maori)」の対決の構図が、第2条と第3条の関係と類似性をもっているからである。

つまり1840年にワイタンギ条約を結んだのはマオリの部族集団の首長たちであり、第2条で保障されたのは首長たちの権限であった。したがって政府がワイタンギ条約に基づいて、さまざまな補償金をマオリに支出する場合、それは「部族集団」を窓口とすることが想定されていた(青柳 1999; 内藤 1999b)。

ところがマオリの大半は「伝統的な」居住地を離れて都市に暮らしており、出身部族のルーツを知ってはいても、自分を部族名ではなく、「ただのマオリ(general Maori)と認識するマオリが徐々に増えている。そこで都市のマオリ組織は政府に対して、補償金を部族集団経由で分配することをやめて、都市のマオリにも払うよう訴えているのである。これに対して「伝統的な」部族集団意識の強いマオリは、部族集団アイデンティティのないマオリという存在を認めようとしていない。彼らはあくまで、ワイタンギ条約を結んだのは「ただのマオリ」ではなく各「部族集団」であり、第3条が第2条を凌駕することは、ワイタンギ条約の精神に反するという立場をとっている<sup>16</sup>。

このように、第3条の強調はいわばニュージーランド市民であるマオリ個人の権利 として、マオリ文化の享受を訴えることにつながり、第2条の強調は従来通りの集団 としての部族の権利として、共有されるさまざまなタオンガの保護・育成・自己決定 権を訴えることにつながる。

いずれにせよ、マオリ社会内部の多様化が進んでいる現在、玉虫色の解釈を融通できるマオリ語版ワイタンギ条約は、マオリにとって力強い味方である。今になって、ワイタンギ条約こそがマオリにとって、現代のニュージーランド社会を生きていくためのタオンガとなっているようである。

## おわりに

現在、ニュージーランドでは、ワイタンギ条約の英語版とマオリ語版、マオリ語版の英語訳がセットになって、あちらこちらに掲げられている。それだけ一般の人々にワイタンギ条約が身近になったといえるのかどうか……マオリの「treaty grievances」という文字を見ない日は少ないので、鬱陶しさを感じる風潮も増してい

るであろう。

最後に改めて、ワイタンギ条約の位置づけを考えてみたい。

最も肯定的なとらえ方としては、南海の英国ではなく、太平洋国家としてニュージー ランドが国づくりをめざすとき, ワイタンギ条約は国民意識の中心となる建国の基礎, 国家建設の出発点としての代え難い役割を担っている,という見解がある。

他方,無関心,および批判的な意見も多々みられる。新しく移住してきた移民にとっ て,先住民族問題はあまり興味を引く問題ではなく,過去のこととして片づけられる ことが多い。さらにワイタンギ条約はニュージーランド社会の民族関係を混乱させる 諸悪の根元であり,ワイタンギ審判所は「潜在的時限爆弾」とさえ評されている (Scott 1996: 8–9)<sub>o</sub>

また、条約の法的位置づけに関しても、法律の専門家からさまざまな意見が登場し ている。

ワイタンギ条約は国際法とは言えず、具体化する法律がないのに力を持ちすぎてい るとして、神話化されたワイタンギ条約を批判する声がある一方で(Chapman 1991: 228), 条約は過去数十年の間に「憲法化」し, いわば「マグナカルタ」のような, ニュー ジーランドにおける統治の原則である、とする意見もある (McHugh 1991)。

現在,ニュージーランドでは,オーストラリアと同様に,イギリスの王(女王)を 君主とする国家体制をやめ,国民が選挙を通じて自らの大統領(国家元首)を選ぶ共 和制への以降を検討中である。政府が1994年に急いで最終的な全額として(full and final)金銭的補償提案をしたのも,Crown と先住民族との条約をめぐるトラブルを 残していては,共和制移行がスムーズにいかないという判断があったといわれる。一 部のマオリは共和制に移行した場合,ワイタンギ条約が空洞化することを恐れてお り17),条約の明確な法制上の位置づけが望まれている。

また、マオリにとって、ワイタンギ条約は先祖の決めたタプ(tapu:聖なる掟、禁 忌)であり,半ば神聖化された契約である。パケハはその聖なる treaty partner であ るはずなのに、「踏みにじられた」という意識が、マオリのtreaty grievances の源に ある。マオリがしばしば口にする同等の partnership という表現は示唆的である。パー トナー(シップ)という言葉は対等意識をもちながら,劣位の烙印をおされていると 感じる者が、常に発する信号なのである。言い換えれば、同等のパートナーシップと いった表現が、マオリから抜け落ちるとき、treaty grievances もかなり緩和されてい るのかも知れない。

1995年、ワイタンギ条約締結日にワイタンギで開催された祝典において、マオリの

抵抗運動活動家の行動が目にあまったため、1996年以降、ワイタンギにおける公式の 祝賀行事は中止されている。条約問題の感情的な発露は、パケハとマオリの民族関係 をこじらせるだけである。

良きにつけ悪しきにつけ、ワイタンギ条約はこれからもニュージーランドの民族関係問題の中心にあるであろう。現代のニュージーランド社会に生きるマオリは、ワイタンギ条約を過去と未来を結ぶマオリのタオンガとし、マオリ自身はそのカイチャキ (守り人) として、自己決定権を模索しなくてはならない。

## 注

1) 英語版ワイタンギ条約の日本語訳は以下の通りである (斉藤 1993: 257-258)。 第一条

ニュージーランド連合部族連盟の族長並びに連盟に加盟していない分離独立族長は、連盟もしくはそれぞれの族長が行使もしくは有していた主権者としての権利及び権限、または族長がそれぞれの領域で唯一の主権者として行使もしくは有していたと推定される主権者としての権利および権限を、イングランドの女王陛下に対し絶対的にかつ留保なしに割譲する。

第二条

イングランドの女王陛下は、ニュージーランドの族長及び部族並びにその個々の家族及び個人に対し、その者たちが集団または個人で所有する土地、不動産、森林、水産、及びその他の財産の排他的かつ平穏な完全所有について、それらの所有を意図しそれを希望する限り、その所有を承認し保障する。ただし、連合部族の族長および個々の族長は、それぞれの所有権者と女王陛下の代わりに所有権者と交渉するよう女王陛下に任命された者との間で合意された価格で、その所有者が譲渡することができる土地に対する先買権を、女王陛下に与える。

#### 第三条

以上の報酬として、イングランドの女王陛下は、ニュージーランドの先住民に女王陛下の保護を拡張し、英国臣民が享受するすべての権利と特権を先住民に授ける。

- 2) スコットは、「ワイタンギ条約は法律的な助言もなく、数名の素人集団によって繕いあわされたものである」という歴史学者パーソンソンの評を紹介している (Scott 1995: 24)。
- 3) 多文化主義と先住民族という問題において、先住民族は多文化の one of them にされてしまうことを拒否し、the one であることを常に主張している。これはカナダやオーストラリアにも共通する問題である(初瀬 1996)。
- 4) マティウ・ラタは後にマオリ独自の政党マナ・モツハケ (Mana Motuhake) を組織し,マオリの権利回復のための政治活動を続けた。
- 5) 日本社会におけるアイヌ問題への取り組みの緩慢さを考えれば、一目瞭然であろう。
- 6) ロンギ労働党政権はマオリ政策だけでなく、反核政策や社会政治改革(合理化・民営化・ 規制緩和)などにも先鞭をつけ、大きな変革をもたらした。
- 7) その他には、ワイタンギ審判所の審判者の構成を6名(そのうち少なくとも4名はマオリ)と定めた。
- 8) ワイタンギ審判所のマオリの審判者の数を条文で定めることをやめる、などの改正があった。
- 9) マオリの土地権回復の根拠は以下の通りである。
  - (a) ワイタンギ条約締結直後の土地買収に関するもの。条約はマオリが土地の所有を意図しそれを希望する限り,国王はその所有を承認し保障するとなっており,これに反している。

- (b) 土地戦争の結果として一方的に没収された土地の返還請求。
- (c) 政府の土地政策の誤りを根拠とする請求。政府は長い間,マオリの土地を慣習的な集 団所有から個人所有へと名義変更させる政策をとってきた。この政策はマオリの部族 の集団としての基盤を崩壊させたが、このような集団的基盤は、ワイタンギ条約によっ て保護されるべきとする主張。
- (d) 政府による土地取得は、マオリの同意なくして行われているが、これは明らかにワイ タンギ条約違反であるという主張。
- 10) 歴史的請求は過去にさかのぼって、国が操作した土地権を中心に提起される。
- 11) 現代的請求は国が展開する社会的・文化的問題を中心に提起される(例えば、マオリ語、 教育,文化遺産管理など)。
- 12) 概念的請求は川、湖、海岸、鉱物などの資源の利益を、どのようにマオリに還元するか、 という問題を中心に提起される。
- 13) マヌカウ請求は、オークランドに近接するマヌカウ湾に古くから居住するンガティ・テ・ アタ(Ngati Te Ata)部族の代表ンガネコ・ミンヒニック(Nganeko Minhinnick)が提起し た。この請求はマヌカウ湾をめぐる所有権・使用権・管理の確保などに関する包括的な内容 を持ち、マオリが抱える根本的問題を扱っていた。マヌカウ湾請求は、以下のようなもので ある。
  - (a) 農場や工場からの排水,干拓事業などによる汚染・環境破壊の防止。
  - (b) 伝統的な漁業資源の保護, および伝統的な漁業権の確保。
  - (c) 地域開発の影響を受ける土地の保護。
  - (d) マオリの利益・文化・価値観を開発計画に尊重することの確認。
  - (e) 聖地・伝統的文化遺物の保護。
  - (f) 土地戦争, およびそれに続く法の不当性の認知。
  - (g) ワイタンギ条約の正統性の確認。
  - この請求は1985年、「マヌカウ・レポート(Manukau Report)」という勧告書を提出して 結審した。
- 14) マオリ語請求は,行政・司法におけるマオリ語使用,全公文書・法的手続きにおけるマオ リ語使用,公務員・医療関係者などのマオリ語能力(バイリンガル)などを具体的に請求し
- 15) 勧告では強制力がないため、請求者は通常の裁判でも同様のことを訴え、上訴裁判所から 枢密院まで控訴したが、マオリ語がタオンガであること、国がこれまでの歴史においてマオ リ語を危機的状況においやったこと、マオリ語の保護・普及のために国がメディアなどの社 会環境を整えるべきことに理解は示されたが、事実上、訴えは退けられた。
- 16) The Press on Line 5/2/1999 by Internet. ニュージーランド南島のンガイ・タフ(Ngai Tahu) 部族の長老の言葉である。シガイ・タフ部族は(部族として)政府との個別的和解が 進んでいる。
- 17) Aotearoa Liberation Movement 17/12/1998 by Internet. アオテアロア解放運動というマオ リ抵抗運動組織が、ワイタンギ条約の位置づけを揺るがす安易な共和制移行に警鐘を鳴らし ている。

#### 文 摍

#### 青柳まちこ

1999 「漁業補償と都市のマオリたち――イウィをめぐる論争」青柳清孝・松山利夫編『先 住民と都市——人類学の新しい地平』pp. 59-77, 東京:青木書店。

#### Biggs, B.

1989 Humpty-Dumpty and the Treaty of Waitangi. In I. H. Kawharu (ed.) Waitangi: Maori and Pakeha Perspectives of the Treaty of Waitangi, pp. 300-312. Auckland: Oxford University Press.

#### Chapman, G.

1991 The Treaty of Waitangi Fertile Ground for Judicial (and academic) myth-making. New Zealand Law Journal, 228-235.

Durie, A.

1994 The Treaty of Waitangi in the Life of the Nation In P.F. Green (ed.) Studies in New Zealand Social Problems, pp. 103-124. Palmerston North: Dunmore Press.

Durie, M.

1998 Te Mana, Te Kawanatanga: The Politics of Maori Self-Determination. Auckland: Oxford University Press.

初瀬龍平 (編)

1996 『エスニシティと多文化主義』東京:同文館。

池本健一

1996 「ワイタンギ条約における TAONGA について」『日本ニュージーランド学会誌』2, 11-20。

I. H. Kawharu (ed.)

1989 Waitangi: Maori and Pakeha Perspectives of the Treaty of Waitangi. Auckland: Oxford University Press.

McHugh, P.

1991 The Maori Magna Carta: New Zealand Law and the Treaty of Waitangi. Auckland: Oxford University Press.

Mitchell, R.

1991 The Treaty and The Act. Christchurch: Cadsonbury Publications.

内藤暁子

1991 「マオリの復権運動について――タイヌイ,キンギタンガの事例から」『社会科学 ジャーナル』30(1),107-130。

1994 「マオリ復権運動の振り子の行方――消化不良を起こしたニュージーランド政府」熊 谷圭知・塩田光喜編『マタンギ・パシフィカ』pp. 257-280, 東京:アジア経済研究 所。

1997a「二つの民族――マオリとパケハ」青柳まちこ編『もっと知りたいニュージーランド』 pp. 84-111, 東京: 弘文堂。

1997b「ニュージーランド政府との「和解」の果てに――先住民族マオリ,タイヌイ・マオリ・トラスト・ボードのめざすもの」『史苑』58(1),9-25。

1999a「ニュージーランド 森羅万象のつながりのなかで――あるマオリ女性の世界観と抵抗運動」窪田幸子・八木祐子編『社会変容と女性――ジェンダーの文化人類学』pp. 150-172, 京都:ナカニシャ出版。

1999b「都市のマオリ――その歴史と現状」青柳清孝・松山利夫編『先住民と都市 人類学の新しい地平』pp. 41-58, 東京:青木書店。

Orange, C.

1987 The Treaty of Waitangi. Wellington: Allen & Unwin.

Renwick, W.

1990 The Treaty Now. Wellington: GP Books.

Ross, R.

1972 Te Tiriti o Waitangi: Texts and Translations. New Zealand Journal of History, 129-158.

斉藤憲司

1993 「ニュー・ジーランド先住民とワイタンギ条約」国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法 特集先住民族』32(2・3) pp. 236~281, 東京: 国立国会図書館。

Scott, S. C.

1995 The Travesty of Waitangi. Dunedin: Campbell Press.

1996 Travesty after Travesty. Christchurch: Certes Press.

Sinclair, K.

1985 A History of New Zealand. Auckland: Penguin Books.

Waitangi Tribunal

1985 Manukau Report. Wellington: Government Printer.

1986 Te Reo Maori Report. Wellington: Government Printer.

Walker, R.

- 1987 The Treaty of Waitangi Today. (Paper delivered for CCE, unpublished) Wilson, M.
  - 1995 Constitutional Recognition of the Treaty of Waitangi: Myth or Reality? In M. Wilson and A. Yeatman (eds) *Justice & Identity: Antipodean Practices*, pp. 1-17. Wellington: Bridget Williams Books.